



発行 御所湖の清流を守る会

〔事務局〕盛岡市繫字山根 192-4 (御所湖管理所)
TEL 019-689-2216・FAX 019-689-2271
盛岡市繫字湯の館 121-1 (つなぎ温泉観光協会)
TEL 019-689-2109・FAX 019-689-2391

第32回 定期総会開催

事業の一層の充実を指向した新年度方針等が承認されました

御所湖の清流を守る会の第32回定期総会が5月25日(金)に「ごしょこものしり館 防災センター」で会員33名の出席のもと開催されました。総会では高橋会長の挨拶の後、来賓挨拶として北上川ダム統合管理事務所 矢沢事務所長、岩手県盛岡広域振興局 野中土木部長、盛岡市環境部 伊藤次長より挨拶をいただきました。その後、昨年度の事業報告・収支決算報告並びに、会計監査報告が行われました。平成24年度事業では、例年の清掃活動やポスター募集活動、会員の一層の加入呼び掛けに加え、新規事業として御所湖周辺パトロールを実施し、さらなる清流を守る活動を強化する方針が打ち出されました。平成23年度は新たに2団体が加入、さらに今年度はすでに2団体が加入となり普通会員59団体、特別会員28団体での活動となります。また、役員については平成23年度末で任期満了となり、新たに「旅館組合つなぎ支部 支部長」が副会長へ就任する等の改選が全会一致で承認されました。



総会の状況

いつまでも
綺麗な
御所湖を...

ワイワイ手つなぎプロジェクト総会開催



まきば園での総会状況

6月4日(月)に平成24年度『ワイワイ手つなぎプロジェクト総会』が小岩井農場まきば園で開催されました。総会では平成23年度に行われた「東日本大震災・復興祈念植樹及び手をつなごうタイムカプセル事業」等の報告が実施されました。今年度も周辺のイベントに積極的に参加し、桜の植樹を継続するとともに、植樹された方々のメッセージをタイムカプセルに封入する等の活動が打ち出されました。

御所湖管理所からのお知らせ

ダム湖の水辺環境調査(底生動物他)調査にご協力を



国土交通省では、河川・ダム環境の基礎情報収集整理を目的に、平成2年度から「河川水辺の国勢調査」を実施し、様々な生物や河川空間・ダム湖利用実態などについて調査し、良好な生物の生息・生育環境の保全等に役立てています。平成24年度は、ダム貯水池及び周辺における自然環境調査として水生生物(底生動物、動植物プランクトン、魚類)の調査を5月～12月の間に行います。

調査中は、写真のように「環境調査中」の旗を掲示しながら作業を行いますのでご協力をお願いします。



調査の状況

御所湖の清掃活動を続けて 32 年

春季統一清掃実施 過去最高750人が参加



開会式の様子



下久保地区清掃状況



南園地清掃状況

御所湖周辺の子供会、婦人会、老人クラブ、NPO 団体や地域住民、並びに御所湖の清流を守る会の会員等、総勢 750 名という大勢の方々のご協力により、6月3日(日)春の御所湖周辺統一清掃が実施されました。清掃活動は守る会が設立された昭和 55 年から毎年実施されており、今回で 32 年目を迎えます。清掃に先立ち、高橋会長から「日頃から当会へご協力と、清掃奉仕活動へ改めて感謝いたします。これからも子供達が誇れる地域にしていきたい。」との挨拶がありました。

今回回収されたゴミの中には、空き缶やペットボトル、タバコの吸殻等に加えてタイヤ・ドラム缶などの大型ゴミも回収されました。清掃中は、大きなゴミ袋いっぱい回収を行う参加者の姿や、子供達が積極的に回収している姿を見て、改めて地域の清流保全に対する意識の高さを実感しました。皆様のご協力本当にありがとうございます。今後とも御所湖の清流を守る活動へのご協力をお願いします。



ゴミの収集状況



繫小中学校ではゴミゼロ運動を実施

統一清掃前の5月30日に、繫小中学校生徒により『ゴミゼロ運動』が実施されました。この活動は 2001 年から始まり現在 12 年目の取組みとなっています。清掃当日は、午前中は小学校児童が 3 班へ分かれて学校周辺道路を中心に、午後は中学校生徒により、南園地周辺の清掃が実施されました。この活動により御所湖周辺地域がさらに綺麗になりました。繫小中学校の皆様、ありがとうございました！



繫中学校清掃状況



繫小学校清掃状況

不法投棄を発見!! 現在、原因者捜索中!!

統一清掃の翌日 6 月 4 日(月)に、猿田橋付近・萩内橋付近において不法投棄が発見されました。御所ダムでは、**警察へ通報し現在、原因者の捜索中です。**統一清掃や、ゴミゼロ運動など地域が行う清掃活動を踏みにじる行為です。



投棄されたゴミ



警察と原因者を特定中

廃棄物の処理及び清掃に関する法律【第5条・第16条】

〈5年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科〉

- 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。

河川法【施行令第16条の四】

〈3ヶ月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金〉

- 河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚染若しくは廃物を捨てた者

不法投棄は犯罪！絶対にやってはいけません！